

# クロスボーダー人民元決済システム(CIPS)について

## クロスボーダー人民元決済システム(CIPS)とは

人民元建ての貿易・投資に関する決済を促す金融インフラとして、2015年10月中国人民銀行はクロスボーダー人民元決済システム(RMB Cross-Border Interbank Payment System、以下、CIPS)を正式リリース。

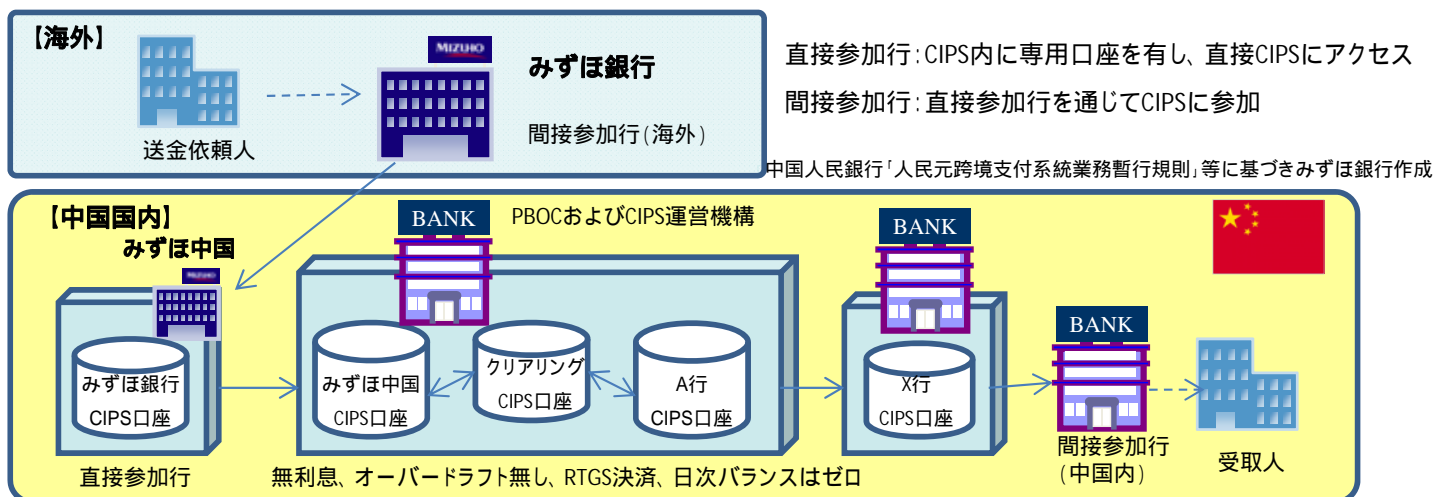
主な機能はクロスボーダー人民元決済(貨物貿易、サービス貿易、直接投資、融資および個人送金等)にかかる顧客送金およびインターバンク決済。稼働時間は中国時間20:00まで(欧州時間にも重なる)。

1行1接続、集中決済、RTGS方式採用。電文フォーマットはISO20022準拠。

英語・中国語の伝送が可能、SWIFT電文との変換も可能。

香港等のオフショア人民元クリアリングバンク決済と当面併存。

## CIPSを利用したクロスボーダー人民元決済の例 (将来的なイメージ)



## 当行中国現法であるみずほ銀行(中国)有限公司は、2016年7月11日(土)にCIPSへの接続を開始いたしました(邦銀では初)。

(参考)2016年7月4日付日本経済新聞朝刊記事「人民元決済網みずほが接続」、2016年7月12日付日本経済新聞朝刊記事「人民元決済網に接続発表」  
接続された銀行 第一陣2015年10月:19行 中資系11行、外資系8行(日系は含まれず)

中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行、招商銀行、上海浦東発展銀行、中国民生銀行、興業銀行、平安銀行、華夏銀行、HSBC、Citi bank、Standard Chartered Bank、DBS、Deutsche Bank、BNP Paribas  
ANZ、The Bank of East Asia

第二陣2016年7月:8行 中資系5行、外資系3行

中信銀行、広発銀行、上海銀行、江蘇銀行、中国銀行(香港)、

瑞穂銀行(中国)有限公司(みずほ銀行)、三菱東京日聯銀行(中国)有限公司、Hang Seng銀行

ご注意

- 作成目的:  
本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- 法律上、会計上、税務上の助言:  
本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 著作権:  
本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責:  
本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかににかかわらずいっさいに責任を負いません。